

タイ農村における リゾート開発と保全林問題

田 坂 敏 雄

1 限界にきた熱帯林破壊

「森の国」の森林型と立木量

タイは、かつて「森の国」と呼ばれ、バンコクは「東洋のベニス」と謳われた。チャオプラヤー河のデルタ地帯と、ムーン川とチー川の分水界とを除いて、国土の大部分が濃い熱帯林で覆われていたのは、そんなに遠い昔のことではない。中年以上の農夫なら、熱帯林特有のムツとする草いきれを、今でも鮮やかに覚えているはずである。バンコクの大気が汚れ、運河が悪臭で澱んでくると同じテンポで、国中から熱帯林が消失していった。

タイの熱帯林は、基本的に、熱帯常緑林と落葉林との、二つの森林型によって構成されている。熱帯常緑林の代表は低地多雨林であり、常緑の広葉高木によって構成される。熱帯多雨林は、典型的には、樹高40m以上の巨大高木層、20~30m級の大高木層、15m以下の小高木層の3層からなるが、熱帯モンスーン気候(Am)帯のタイでは、月間雨量が50mmを下回る月もあるため、優れた林相の多雨林は見られない。常緑林には、このほか乾燥常緑林、針葉林、マングローブ林などが含まれる。一方、落葉林の方は、混合落葉林と乾燥フタバガキ林が中心である。森林局によると、タイの森林は、もともとは、その70.8%が落葉林であり、残り29.2%が常緑林であったという。もちろん、地域により、気温と降水量の気候条件や、母岩の違いによる土壌条件の差に規定されて森林型の組合せ・分布に違いが生じている。たとえば、北部では落葉林が

優占し、東北部では落葉林のなかでも乾燥フタバガキ林がより大きな面積を占めている。これに対して、熱帯多雨林気候 (Af) 区にある南部や東南部では熱帯常緑林が優占している。

森林破壊がすすむ直前の、いわばタイの森林型の原形を示した衛星写真によると、チャオプラヤー河を挟んで東西に二つの山脈があり、その山脈沿いに森林が展開していることが分かる。西の方は、タノン・トン・チャイ山脈であり、ペッチャブリー県の北のテナセリム山脈を起点にして、カーンチャナブリー県のクェー・ノイ川の東方からミャンマー国境を北上し、チェンマイ県を経てメーホンソーン県に至る。この山脈には、常緑林、混合落葉林、乾燥フタバガキ林が並走しているが、緯度が上がるにつれ後二者が優占している。チェンマイを中心とする北部では、森林面積の39.7%が混合落葉林である。北部の落葉林はチークを産出することで知られており、この国をかつて林産国として世界的に有名にしたものである。チークは材面に蟻状の感触があり、耐久性と寸度安定度が高いので、造船用材や車輛用材として利用されてきた。かつて、世界的な造船業の勃興期であった19世紀末から1930年代まで、イギリス資本が独占的に支配し伐出してきたものである。チークは、北部の気候条件のもとで、2.1mの幹回りになるには、平地の排水の良い土壌で85年、石灰岩土壌で133年、砂岩や頁岩の風化した土壌では160年もかかるといわれている。現在では、乱伐がたたって、北部のチーク林はもはや見る影もない。

もう一つの東側の山脈は、プラチンブリー県の北のサンカムペーン山脈からラオス国境のノンカーイ県まで続く、ドン・パヤー・ジェン山脈→ペッチャブーン山脈である。この山脈には乾燥常緑林が広く分布しているが、東側のコーラート高原には、乾燥フタバガキ林が優占している。フタバガキ種は、丁度、柿の実に羽子板の羽を二枚つけたような種子を持つ。英名の *dipterocarp* も、ギリシャ語の「二枚の翼を持つ種子」に由来する。フタバガキ科の樹木は、しばしばロケットの翼のような板根をもつ。そして、枝を落としながら成育するので、枝のない太い幹がモヤシ状に数10mも上空に伸び、その上にカリフラワーのような樹冠を広げる。太くて枝のない幹の形状と、硬くて軽い材

質、そして水に浮くという性質（昔は木材の輸送は水運によった）のゆえに、商業的伐採の標的となってきた。タイの乾燥フタバガキ林は、乾燥した砂質土壌からテライト（鉄分を多く含み赤色）に植生するため、この森林型を一般に「赤い森（パー・デーン）」というが、東北部では「乾燥した丘の森（パー・コーク）」と呼ぶことが多い。この「赤い森」も、今ではほとんど伐採され農地に転換されるか、ヤーカー（オオチガヤの一種）の生えるサバナになってしまった。

ところで、もうひとつの基礎的な問題は、これらの森林型にはどれくらいの材積があるのか、あるいはタイ全体でどれくらいの立木量（growing stock）があるのか、ということである。しかし、この問題に答えることは難しい。なぜなら、森林型ごとの林地面積の割り出しが難しいうえ、森林型によって立木の密度が異なるからである。ここで、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の1986年資料を利用して、表1を作成してみよう。これによると、タイの乾燥フタバガキ林の立木密度はヘクタール当り $19.9 \sim 5.60 \text{m}^3$ 、混合落葉林で $23.2 \sim 17.14 \text{m}^3$ 、乾燥常緑林で 21.9m^3 、熱帯多雨林で 33.3m^3 、という数値が上げられている。そして、1978年の森林面積を1,761万ha（1億1,000万ライ）とすれば、立木量は全体で1億7,547万 m^3 、商業的な価値のあるもので1億4,555万 m^3 と推計されている。これが、タイの山林に生えている総幹材体積ということになる。

吉良竜夫氏のマレーシア・パルソーの熱帯多雨林調査によると、熱帯多雨林の総生産量は1ヘクタール当り100トンにもなるが、呼吸による消費や枯れ落ちて更新されるので、結局、生きた樹木の現存量の増加分（地上部で）はわずか5.3トンにしかならないという。これは、森林現存量の更新率に換算すれば、わずか1.1%である。いま、これに拠って年間増分率を1.1%と仮定するならば、タイの森林現存量の年間増分は193万 m^3 、商業的価値のあるもので160万 m^3 と推計できる。とすれば、この年間増分が年間伐採量の上限をなし、これを上回って伐採が進行すれば、森林の再生産が不能に陥り、急激に壊滅することを意味する。しかし、この国の製材量は、森林局の公式の統計でも、1970年

表1 森林型別立木密度と立木量 (Growing Stock)

項 目	商業的価値 の高い樹種	商業的価値 のある樹種	その他樹種	計
森林型別立木密度 (m ³ /ha)				
1. 乾燥フタバガキ林				
北 部	8.02	10.90	0.99	19.91
東 北 部	4.08	6.16	0.19	10.43
東部・西部	4.29	0.98	0.33	5.60
2. 混合落葉林				
北 部	9.04	8.78	3.02	20.84
東 北 部	6.80	13.36	3.01	23.17
東部・西部	3.94	7.71	5.49	17.14
3. チークを産出する混合落葉林				
北 部	17.30	9.01	1.98	28.29
4. 針 葉 林				
北 部	33.35	13.36	—	46.71
5. 乾燥常緑林				
東 北 部	12.76	6.67	2.47	21.90
東部・西部	—	4.62	3.90	8.52
6. 熱帯多雨林				
南 部	12.22	9.34	11.78	33.34
陸生森林・立木量(m ³) 1978年	(m ³)	(m ³)	(m ³)	(m ³)
北 部 (森林面積 8,711,950ha)	39,835,615	36,549,698	6,514,709	82,900,020
東北部 (森林面積 4,781,171ha)	18,005,432	18,005,119	3,766,359	41,072,910
中 部 (森林面積 2,292,159ha)	4,783,045	8,089,306	7,377,724	20,250,070
南 部 (森林面積 1,829,226ha)	13,660,990	6,621,253	10,968,392	31,250,630
計 (森林面積17,614,506ha)	76,285,082	69,265,376	28,627,184	175,473,630

(出所) ESCAP, *Tropical Deforestation in Asia and the Pacific: Where Have All the Green Trees Gone*. Bangkok, 1986.

(注) 立木密度における立木は樹高 100cm 以上の木。
1 ha=6.25ライ。

代後半で 300万m³、80年代後半で 200万m³ であり、これに、薪炭用材の伐採量約 100万m³や、紙パルプその他の木材需要がつけ加わる。とするなら、この国の森林の 1 次生産を超える過剰伐採が横行していることが明らかである。

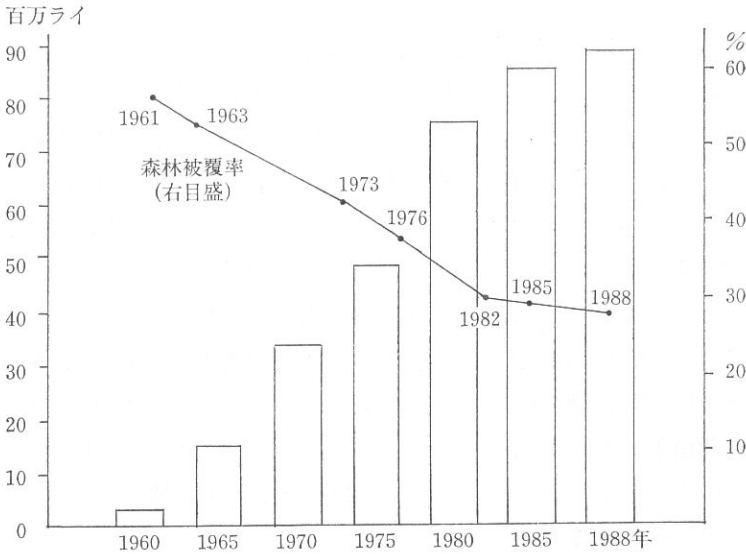
消える森林と破壊要因

人工衛星ランドサットの写真解析によると、1988年の森林面積はわずか8,988万ライ、国土面積の28%にすぎない。しかし、これに先立つ、わずか40年前の1950年には2億ライの森林が国土を被覆し、1961年でも1億7,102万ライの森林が残存していた。国土面積に占める森林の割合は、1950年で62.4%、1961年で53.3%にのぼり、まさに「森の国」というに相応しい。ところが、1961年から1988年まで、わずか27年年間に8,100万ライもの林地が壊廃され、47.4%の森林が消えてしまった。ということは、この間、愛知県の県面積に等しい、320万ライ(5,120km²)もの林地が毎年消滅していったことを意味する。とくに、1976~78年の期間は壊廃率がピークに達し、年平均壊廃面積は725万ライ(1万1,596km²)にもなった。これは、日本の県面積に比較すれば、第5位の大県である新潟県の県面積に比肩する。こうした、森林破壊のスピードと大きさに関するデータは、図1に掲示されている。

森林破壊の地域的特徴を、1961年と1985年の森林被覆率の比較によって示してみよう。森林被覆率は、北部では68.5%から49.6%へ後退し、東北部でも42.0%から14.4%に激減した。しかし、この間、もっとも急減したのは、チョンブリーからトラートにかけての東部であり、58.0%から21.9%へ36ポイントも減少した。このほか、中部でも52.9%から25.6%へ、南部は41.9%から21.9%へ、それぞれ大きな後退をみた。つまり、北部の混合落葉林や東北部の乾燥フタバガキ林、あるいは南部や東部の熱帯常緑林が伐採や耕地化によって壊廃されたのである。

ここで、東部の森林破壊の現状を図解すれば、図2のようである。1973~85年の時期に東部において森林が破壊された地域は、プラーチンブリーからラヨンに至る国道331号線沿いの東側丘陵地域と、アランヤプラテートからチャンタブリーに至る国道317号線沿いのカンボジア国境地域、およびトラート周辺の熱帯常緑林の地域、である。この時期は、EC諸国向けのキャッサバ生産が急拡大するとともに、インドシナ戦争の影響で難民が流入した時期でもあ

図1 森林壊廃面積（累積）と森林被覆率



期 間	1961～73	1973～76	1976～78	1978～82	1982～85
森林壊廃面積 (ライ)	32,450,625	14,556,250	14,495,625	11,640,000	4,716,725
年間平均壊廃 面積 (ライ)	2,704,219	4,852,081	7,247,813	2,910,000	1,527,242

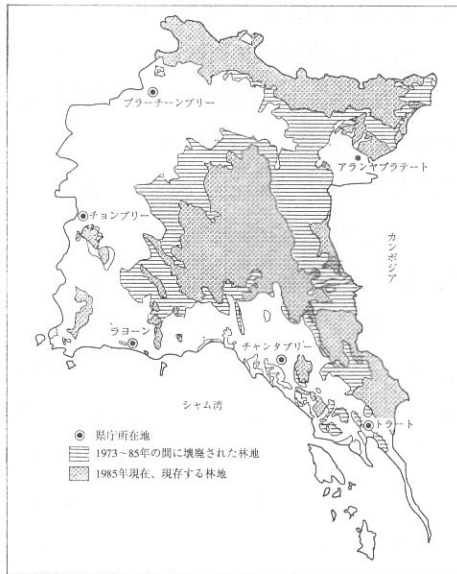
(出所) Royal Forest Department, *Forestry Statistics of Thailand 1988*, Thailand Development Research Institute, *Thailand Natural Resources Profile, 1987*, Table 4-7, その他より作成。

(注) 森林被覆率とは、国土面積に占める森林面積の割合。1ライ=0.16ha

った。東北部の土地なし農民が、国道304号線を南下し、この地域の保全林へ入植と定着を繰り返す、チョンブリーからナコンラーチャシーマーにかけてキャッサバ畑を拡大していった。こうした、農村住民による入植形態での換金作物栽培の拡大が、同時に森林破壊の過程でもあった。

しかし、東部では、移動耕作農民や難民だけではなく、伐採業者の責任も大きい。この地域の木材生産は、1965年をピークにして激減したが、1960年代の

図2 東部地域における森林壊廃地域（1973～85年）



(出所) Thailand Development Research Institute, *Thailand Resources Profile*, 1987, Fig. 4.2

年平均生産量（丸太・薪・炭）は丸太換算で 34.6万 m^3 に上っている。その生産量の内訳は、丸太が65%、薪が24%、炭が11%となっている。そして、丸太の30%はチャンタブリー県より、薪の35%はチョンブリー県より供給され、さらにチョンブリー県とプラチンブリー県は炭生産のそれぞれ33%と31%を占めた。ただし、1970年の木材生産量は、ピークの65年時点のわずか35%以下にまで後退した。しかし、これは逆に言うなら、この間の木材伐採がいかに激烈であったか、そして森林資源がいかに枯渇したかを示唆している。また、森林型別の減少をみると、資料にいくつかの難点があるが、1978～82年の期間に熱帯常緑林で65.2%の減、乾燥フタバガキ林ではなんと91.9%の減、となっている。

こうした森林破壊の要因について、一般に次の4点が上げられる。

①農村住民。タイ政府は、第5次開発計画期(1982~86年)に38県286郡に及ぶ1万2,586カ村の貧困村を対象に、公衆衛生基本計画や食養計画を実施した結果、1986年には東北部の欠食児童比率が56.7%から30%に低下したという。このようなことも一因となって、人口動態が多産多死型から多産少死型に移行しつつあるので、地域の人口扶養力問題が生じている。こうした地域では、年少者が増大するので、生産年齢人口にとって経済的負担が増すとともに、農村過剰人口が堆積される。過剰人口の増大は、エクメネの拡大が限界に達している現状では、土地の零細化と酷使をもたらすが、その一方で農地を求めて林地への侵入を余儀なくさせる。農民の入植形態でのマイグレーション、とくに東北部から東部や中部への移動により、その地域の森林破壊が加速される。

②地方有力者。最近では、農民自身が直接林地に侵入し無断占有するケースは減少し、かわって地域の「プー・ミー・イティポーン(有力者)」が開発した土地の分譲に与かる傾向が増えてきている。地方有力者は、しばしばガムナン(行政村長)やプーヤーイ・バーン(区長)を兼任し、「ナックレーン(顔役)」か「チャオ・ポー(God Father)」であることも珍しくない。彼らは、東北部辺りから流入してきた移住者を使って林地に侵入させ、開墾させる。彼らは、不法伐採業者に木材を伐り出させたのち、開拓地を新しい移住者に分譲するか、投機用に保有するか、あるいは警官や郡庁の役人を買収するのに利用することもある。これらの土地の多くは、国有保全林内の不法占有地であり、それを購入・耕作している農民も「無断耕作者」ということになる。

③伐採業者と役人。この国の伐採業者は、主要林産県に県林業会社(49社)という形で設立されているが、伐採権の取得条件として株式の46.7%を林産公団に分与し、役員の受け入れにも応じなければならない。林産公団は、1956年に森林局開発部が分離・独立して設立された国営企業であり、チーク林については唯一の伐採権取得者である。また、同公団は、チーク以外のヤーン(フタバガキ種など)の森林伐採権も全国に32林区も受権し、伐採から木材加工までを擁した、この国最大のウッド・ビジネスである。つまり、伐採業の分野において、林産公団を頂点とする企業のヒエラルヒーが形成されている。

タイ農村におけるリゾート開発と保全林問題

彼らは、森林局が発行する伐採権の見返りに、ロイヤリティーを支払う。しかし、このロイヤリティーの額自体は、伐採業者が手にする利潤総額の数%に過ぎない。ということは、本来、地代（ロイヤリティー）に転化するはずの超過利潤が各種の課税によっても国庫に収納されず、伐採業者の手もとに平均利潤を大幅に上回る収益として残されることを意味する。この独占的な超過利潤が、政・官・民の癒着と腐朽の経済的基礎をなしている。上は大臣・国会議員から下は地方の森林事務所の役人まで、伐採業に係わる汚職が蔓延し、利害が絡んだ対立や殺人事件さえも発生している。

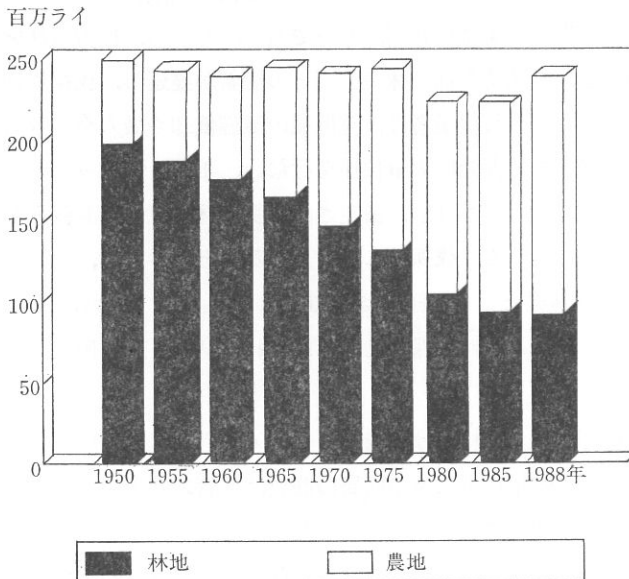
伐採権の授権は、伐採業者に排他的な伐採権限を付与すると同時に、その伐採権を制限する条件をも強制する。そのひとつが伐採規則であり、①伐採林区の指定、②伐採期限30年、③ローテーション方式（受権した伐採林区を30のプロットに分割し、1年に1プロットのペースで伐採期限の30年をかけて伐り出す）にもとづく択伐、④植樹強制、などである。しかし、地方営林署や県森林事務所の役人と、県林業会社や林産公団との癒着が蔓延し、伐採規則を厳密に強制することはない。伐採業者は、重機械の減価償却や借入金の返済、投資収益の増大を目指して短期間に大量伐採を行ない、1年1プロットの択伐方式を守ることはない。そればかりか、指定された受権林区以外にも侵入し、不正伐採を繰り返す。もちろん、伐採跡に植樹されることは少なく、林分の再生産をシステム化した林業としての経営は行なわれない。こうした、林業とは無縁の、収奪だけを目的とした伐採活動が追求された結果、森林破壊が急増することになる。

④政府の林野政策。森林局は、森林の管理・経営・保全という役割を受け持ちながらも、過去90年以上に及ぶ同局の歴史は「管理」という名のもとでもっぱら開発のみに傾注してきた歴史であった。このことは、森林局内の、自然保護を任務とする国立公園部や野生保護部の取り扱いなど、組織編成と予算配分をみただけで明らかである。1985年に策定された新国家森林政策の柱として、森林マネージメントの改善と木材生産の効率化が上げられ、暗に択伐方式をやめ皆伐方式を採用するよう、との文言が入っている。これまで、社会経済開発

計画の林業部分において、択伐方式はエコロジカル問題に重点を置いて経済的効率を軽視している旨の指摘が続いてきたが、森林破壊が極限にきたこの段階に至っても、林野政策の柱のひとつとして繰り返されている。このほか、時代遅れの森林関連諸法や、公有地と私有地との区分や国有保全林と農地の区分の不明確さ、あるいは保全林内への不法侵入を取締りながら、他方でスクオッターに〈STK〉という受益権を付与するなど、「保全」に対する林野政策の立ち後れと混乱がみられる。

ところで、以上の4つの破壊要因はそれぞれバラバラに作用するというよりも、ひとつのサイクルを通じて機能する。プラトゥームラッタナー氏は、「森林破壊のサイクル」として次のように描いている。

図3 タイの土地利用，林地と農地



(出所) Theodore Panayotou, Chartchai Parasuk,
*Land and Forest : Projecting Demand and
 Managing Encroachment*, 1990, Thailand
 Development Research Institute, Fig. 2. 6.

タイ農村におけるリゾート開発と保全林問題

第1段階：政治家や役人と癒着した伐採業者が伐採権を受権し、受権林区へ道路をつけ、ヤーンなどの有用で、大きな立木を伐採・搬出する。

第2段階：周辺の住民や、地方有力者に雇用された農民が、その搬出用の道路をつたって流入し、家屋用や薪用に中程度の立木を盗伐する。

第3段階：周辺の住民だけでなく、遠方からやって来た来住者が、立木のほとんど伐採された林区に乱入し、雑木を焼き払い、換金畑作物を植え付ける。

このような過程を経て、林地の農地への転換が進む。侵入された林地は、破壊要因①（農村住民の手による直接的な開墾）に関係なく、いずれのチャンネルを経ても、最終的には農地となる。図3は、このことを物語っている。農地は、1950年の5,000万ライから88年には1億5,000万ライへと3倍増をとげ、他方、林地は、2億ライ（1950年）から9,000万ライに減少している。減少した林地の1億ライは、農地となったのである。

保全林とスクオッター問題

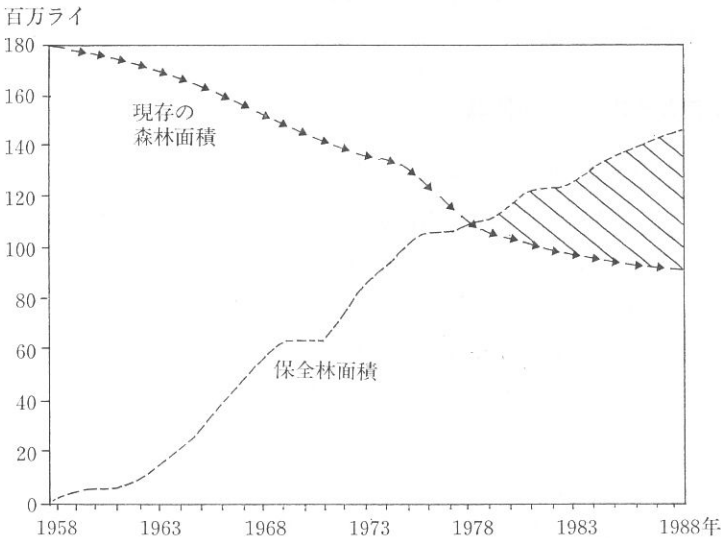
しかし、1980年代後半の異常な経済成長と「土地ブーム」は、林野に対する意味を一変させた。南部の大洪水に端を発する森林閉鎖政策により商業的伐採は禁止され、地域住民による移動耕作→保全林侵入も限界に達しつつある。林野への侵入は、従来の木材伐採や農地開拓から土地そのものへ、その目的を変えつつある。いまや、従来の「森林破壊のサイクル」や「林地→農地」とは異なり、国家と企業による林野支配が問題の中心だ。とくに、森林保護を大義名分とした国家による林野支配と、リゾート開発やユーカリ植林を進める民間資本による林野侵入が、現代のエンクロージャーともいふべき問題を引き起こしている。そこで、この問題を簡単に概説し、次節以降への橋渡しとしておきたい。

タイ政府は、森林資源と自然景観の保護・保全と、再植林化を目指して1960年森林法、1964年保全林法を出し、これ以外にも、1960年野生動物保護法や

1961年国立公園法を制定してきた。この中で、今日の国土問題を考えるうえでとくに重要なのが、1964年保全林法である。同法の要点は、国有保全林区を法的に設定し、住民の同林区への流入を禁止した点であり、またこの保全林区の設定を森林局の権限とした点である。

図4は、この30年間の、自然林の減少と法的に設定された保全林の増加との推移を示したものである。法的に設定された保全林面積から、残存する自然林面積を差し引いた部分、つまり同図の斜線部分が「不法侵入」面積を表す。1988年現在、設定された保全林区は1,218カ所、1億4,500万ライである。一方、残存する森林面積は、9,000万ライ弱であるから、差引き5,500万ライ前後が「不法侵入」面積となる。ある推計では、この5,500万ライに約100万世帯以上、870万人が不法に侵入している、としている。したがって、政府の土地政

図4 保全林面積と実際の森林面積



(出所) Theodore Panayotou, Chartchai Parasuk, *Land and Forest: Projecting Demand and Managing Encroachment*, 1990, Thailand Development Research Institute, Fig. 2.12.

策や林野政策の焦点は、これらの「スクオッター」問題をどう解決するかということであり、これまで多くの諸政策やプログラムが打ち出されてきた。たとえば、1975年農地改革法に基づく農地改革局の〈SPK〉プログラム、土地配分法に基づく社会福祉局や協同組合振興局などのセツルメント計画（社会福祉局は〈NK3〉、協同組合振興局は〈NSN3〉プログラム）、などである。これらの土地政策については、割愛しなければならない。ここでは1985年2月26日付け閣議決定と、森林局の〈STK〉プログラムについて紹介し、今日の国土問題の焦点を示しておきたい。

政府が、保全林の借地権や土地利用・所有の諸権利の設定作業において準拠してきたのは、1985年2月26日付け閣議決定であった。それは、次の4点からなる。

- ① 1967年以前に設立された、保全林内の集落(あるいは入植者、以下同じ)については、「保全林」指定を取消し、その住民に、『土地法典』に基づく土地権利書を発行する。集落の設立時点の確定については、航空写真を利用する。
- ② 1967～75年の間に設立された集落については、〈STK〉プログラムにより、〈STK（用益権）〉証書を発行する。
- ③ 1975～81年の間に設立された集落については、1964年保全林法に基づき、保全林内の土地を借入れる権利を与える。
- ④ 1981年以降に設立された集落については、これらの集落の住民に借地権を与えるかどうか、政府が検討する。

森林局の〈STK〉プログラムは、世銀の援助を受けて1982年よりスタートした。そのプログラムの狙いは、1967～75年の間に保全林に侵入した住民に対しては法的な耕作権（1世帯当り15ライ）を交付し、それを通じて「所有者」意識を持たせ、現在占有している土地に継続的に定住させること、そして彼らが新たに別の保全林に侵入することを阻止する、というものである。しかし、森林局は、逆に〈STK〉プログラムを通じて、1975年以降に保全林に侵入した住民に対しては、法的な制裁を行使することが可能になったのである。

1967年以前に設立された集落（あるいは入植者）については、森林局の〈S TK〉プログラムに基づく一時的な用益権交付ではなく、土地局の、『土地法典』に基づく土地所有権設定の対象になるということである。つまり、〈SK1（占有権）〉→〈NS3〉あるいは〈NS3K（利用権）〉→〈NS4〉あるいは〈チャノード（完全な所有権）〉という段階を経て、『土地法典』系列の所有権が取得できる。これに対して、1967年以降に入植した人達に対しては、〈STK〉という、一時的な用益権しか交付されないということであり、しかも75年以降の入植者に対してはその用益権すらも与えられない。また、1967年以前に設立されたかどうかは、航空写真によって判定するとされているが、入植者個人の場合、その入植年の特定は、郡行政事務所とその代理人であるガムナン(村長)に任されており、その恣意的判断によっては、『土地法典』系列の諸権利を剝奪される可能性すらある。つまり、多くの農村住民は、たとえ数世代前からそこに入植していたとしても、取り扱い如何によっては「不法侵入者」として、強制退去の対象となる。こうして、森林局は、〈STK〉を交付する一方で、森林保護の旗印を掲げつつ、「不法侵入」を理由に強制的立退き＝国家的エンクロージャーを繰り広げることになる。

ところで、保全林法は、保全林の貸与規程を含んでいる。つまり、保全林が「衰退した状態」にあって緑化の回復が不可能な場合、その保全林を貸与できる、というものである。森林局は、従来、「衰退林」規定について次のような基準を取ってきた。すなわち、もし、伐採可能な幹回りの立木が1ライ当り2本以下なら「衰退林」とみなされる、という見解である。この規定が「衰退林」の基準とされてくると、ほとんど全ての保全林がこの範疇に入ってしまう。現在、タイの森林において、この基準を超える「豊饒林」は見当たらないからである。そこで、政府は、「衰退林」規定について見直しをすすめて、立木数・立木の大きさ・林区内の居住者数など、細かな規定を与えたため、今度は逆に「衰退林」を探すことが難しくなった。リゾート開発や、ユーカリ植林を計画している民間企業は、この「衰退林」規定の適用をうけて保全林を借用し、事業を展開しようと考えている。そこで、企業は、有力政治家や政党、あ

タイ農村におけるリゾート開発と保全林問題

るいは役人を巻き込み、有利な保全林を借用しようと鎬を削ることになる。

保全林のなかには、すでに述べたように、「不法侵入者」だけでなく、森林局から〈STK〉を取得した者や、土地局発行の〈SK1〉や〈NS3〉を持っている者が居住している。民間企業が、政府に画策して借用した「衰退林」のなかに、これら先住の住民が多数居住し、農作業に勤しんでいる。こうして、民間企業の借地権（森林局発行）と先住の住民の土地利用権（土地局発行）とが対立することになり、企業と住民との土地紛争、ひいては土地権利書の発行をめぐる森林局と土地局との対立、両局と結びついた政党・有力政治家同士の対立が引き起こされる。

以上のように、図4の斜線の部分で示された「不法侵入」林地は、森林保護を名目とする国家的エンクロージャーや、「衰退」保全林を借地した民間企業によるエンクロージャーの舞台となり、森林局対住民、借地権を巡る民間企業間の競争・対立、企業対住民、森林局対土地局、民主党対タイ国民党など、さまざまな利害がぶつかり合うことになる。そこで次に、最近大きな問題となってきたリゾート開発と保全林侵入の問題を紹介することにしよう。

2 ゴルフ場が保全林を呑み込む

異常な経済成長 変わる外国資金の流れ

タイ経済は、長期化すると思われた85年不況を86年の第4四半期に脱して以降、最近まで高度成長の軌道にあり、10%を超える成長率を達成した。民間部門の合成投資指数も、87年の第4四半期以降、中央銀行が設定した投資活動の上限水準をはるかに超え、〈軟着陸〉に向う現局面でも132(91年2月)を記録している。こうした景気の急速な回復と活況化は、87年以降に本格化した日本とアジア NIESによる投資ラッシュと、工業製品の生産・輸出拠点化の動きによるものである。

この国の輸出は、86年以降、年率30%以上の急テンポで拡大を続け、90年には6,900億バツの水準に到達した。つまり、この間、毎年1,000億バツ以上も輸出が伸長し、輸出規模がわずか4年間で3倍にも拡大したことを意味している。工業製品の輸出も同様に年率40%のスピードで急伸し、89年には輸出総額の3分の2以上を占めるに至った。輸出総額に占める工業製品の割合は85年には2分の1以下であったから、この間の工業製品の輸出の伸長がいかに大きかったかが分かる。工業化の進展はまた、輸出品目の多様化と輸出の仕向地の変化とを引き起こした。70年代半ばにはタイの輸出の4分の1以上は日本が占めたが、現在では15%以下に後退した。かわって北アメリカのシェアが従来の10%から徐々に上昇し、今では20%にまで至った。ASEANのシェアも年によって若干の変動があるものの、15%前後を維持している。

一方、輸入も85年以降年率22%のスピードで増加し、90年には9,800億バツの規模に拡大した。これは、85年の輸入額2,510億バツの4倍という大きさである。タイの輸入における日本・ヨーロッパ・アメリカの比重は、80年代を通じて50%から55%へと上昇したが、この上昇分のほとんどは日本が占め、タイの輸入財の25%以上を供給した。つまり、タイ日貿易は、90年には、85年の924億バツから3,607億バツへと、3.9倍にまで膨張したことになる。こ

タイ農村におけるリゾート開発と保全林問題

これは、日系企業の進出ラッシュを反映し、投資関係と企業内分業関係とが二国間の貿易関係を決定するようになってきたことを物語る。この結果、投資がらみの資本財の輸入急増により、貿易収支は赤字幅拡大の一途を辿りつつある。

こうしてタイ経済は、1986～90年に異常な経済成長を経験し、これを通じて land-abundant agricultural growth（外延的拡張型農業に主導された成長）から export-led growth（輸出主導型成長）へと成長軌道を転換した。この軌道転換の転換手の役割を果たしたのが、外国資金の流入であった。

もちろん、外国資金の流入にはいくつかのタイプがある。表2(1)に明らかのように、公共部門と民間部門に直接流入する借金が80年代前半までの主要な形態であり、累積債務問題を引き起こしてきたものである。しかし1986年以降、証券投資（タイ証券取引所登録企業への株式投資、債券の形での投資は少ない）と民間直接投資がより大きな比重を占めるようになり、外国資金の流入形態に大きな変化が生じてきた。この変化は同時に、累積債務の「元凶」とみなされてきた、公共部門のうちの政府保証借款、つまり国営企業による海外借入れの急減にも起因する。つまり、最近の外国資金の流入の特徴は、圧倒的部分が民間部門であり、しかも借入れ（debt）よりも自己資本金融（equity）の形で増加していることである。

そこで、海外からの直接投資の特徴を、表2(3)によって概観すれば、88年以降急増傾向にあること、そして86年を境にして供給先の国別構成と流入先の部門別構成に変化が生じていること、が確認できる。投資プロジェクトは、投資委員会（BOI）への申請から承認までに3カ月、承認から操業開始に至るまでに9カ月から1年、の期間を要するのが普通だから、86年から急増した投資案件が88年頃より実施段階に移ったことが窺える。そして、投資国は85年までは日本とアメリカが中心であったが、88年以降は日本と NIES が主体となり、また投資部門も従来の建設・サービス・貿易業から製造業中心にシフトしている。これら直接投資（ネット）の、民間部門総投資に占める比重は、資本流入の急増にともない10%近くにまで急増している。また、直接投資の多くは、従来は輸入代替プロジェクトが中心であったが、今では輸出向けが優越し

表2 タイにおける外国資本の流入形態

(1) 外国資金の流入構造 (単位:%)

流入形態	1980-82	1983-85	1986-88	1989
借 款	89	82	34	47
公共部門	56	45	3	-9
民間部門	33	37	31	56
証券投資	1	3	25	24
直接投資	10	15	41	28

(2) 対外借款の傾向 (単位:10億バーツ)

	1981-85	1986	1987	1988	1989
純流入(計)	40.0	2.0	3.5	31.5	71.0
公共部門	23.9	-1.2	4.6	-0.4	-13.2
民間部門	16.1	3.2	-1.1	31.9	84.2
短期借款	9.1	9.4	5.7	29.9	43.0
長期借款	7.0	-6.2	-6.8	2.0	41.2

(3) 海外直接投資の傾向

	1980	1985	1986	1987	1988	1989
(10億バーツ)						
直接投資額(グロス)	9.3	10.2	10.5	12.5	33.0	NA
直接投資額(ネット)	3.9	4.4	6.9	4.7	27.4	42.5
直接投資(ネット)/ 民間投資(グロス)(%)	3.4	3.0	4.5	2.2	8.3	9.4
(国別構成比%)						
日 本	23	35	44	36	52	50
アメリカ	19	54	19	20	11	14
E C	20	10	7	10	8	9
N I E S	36	-7	22	23	28	20
そ の 他	2	8	8	11	1	7
(部門別構成比%)						
製 造 業	26	31	31	53	58	47
貿 易 業	19	25	26	9	14	18
サ ー ビ ス 業	18	24	12	13	9	13
建 設 業	20	36	18	15	7	9
金 融 業	-5	-29	7	5	10	12
鉱 業	15	12	4	2	2	2
農 業	5	2	3	3	1	0
輸出志向比率(%)	41	77	63	88	88	NA

(注) 1) 1989年の国別及び部門別の構成比は、6カ月間のデータによっている。
 2) 輸出志向比率とは、生産物の40%以上を輸出する、投資プロジェクトの割合である。

(出所) Narongchai A., D. Dapice, F. Flatters, *Thailand's Export-Led Growth: Retrospect and Prospects*. Chap. 2 より。ただし、現資料は、Bank of Thailand, *Quarterly Bulletins, Monthly Bulletins*, various issues.

タイ農村におけるリゾート開発と保全林問題

全体の90%近くを占めるようになってきている。BOIは、近年、輸出向けプロジェクトであるなら、100%外国人所有も認可するようになってきている。もっとも、先進国向け一般特惠制度（GSP）枠が食われるという懸念も出てきて、BOIに「GSP 特別委員会」も設置されている。

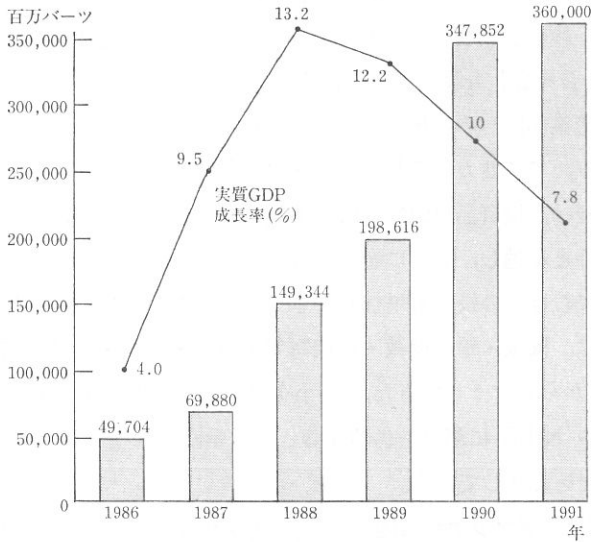
次に、製造業部門への直接投資の国別特徴をみれば、台湾からの投資は雑貨が中心であり、アメリカのそれは農業・食品加工型となっている。それに対して日本の投資は、投資品目241中187と多岐にわたっているが、うち電気電子機器投資が97件と優越し、さらに金型関係などの、サポーティング・インダストリーの充実にむけての投資も増加してきている。要するに、現在投資が集中している業種は、機械・輸送機械・電機電気・繊維・玩具・時計・宝石など、日本や NIES からシフトしてきた、中小企業による労働集約的な分野が中心であり、日本や NIES に部品を供給するという垂直的な分業関係が形成されてきていることを意味している。

このような、「東アジア経済圏」に組み込まれる形での異常な経済成長は、一方で、バンコク首都圏への産業の過剰集中と都市化の膨張を引き起こしつつ、「土地ブーム」を全国至る所に拡大した。そして、この「土地ブーム」は、保全林への不法侵入に火をつけ、従来とは異なる侵入事件を頻発させたのである。

「土地ブーム」が煽る不法侵入事件

1987～90年は、タイの不動産業（土地取引と建設業）にとって、史上空前の「黄金時代」であった。全国の不動産取引額は、86年にはまだ497億バーツであったが、87年以降、「バブル経済」に煽られて、88年1,493億バーツ、90年3,479億バーツへと舞い上がった（図5）。この間、なんと7倍もの膨張をみたわけだ。取引件数でも、86年の35万件が91年には90万件に増大している。なかでも、主座都市バンコクの土地取引は狂乱的な様相を呈し、1990年で1,412億バーツ、全国の40.6%を誇った。バンコクに続いて土地取引額の大きな地域は、サムットプラカーン、チョンブリー、パトゥムターニー、チェンマ

図5 タイの経済成長と不動産取引額



(出所) Bangkok Post, *A Mid-Year Review of Trade & Business Activity*, 1991, p. 63.

その他より作成。

(注) 1991年は推計値

イの順であった。土地ブームのもう一つの影響は、土地取引税を増大させたことである。土地局が徴収した取引税は、86年の36.1億バーツから、88年115.1億バーツ、89年145.8億バーツへとうなぎ登りに上昇し、わずか三年間で4倍もの増収となった。また、建設業部門の拡大も著しく、87年から89年までの年平均成長率は、タイ経済全体の11%を大きく上回る、20%にも達した。この結果、建設業部門のGDPに占めるシェアは、86年の11.5%から89年には14.5%となった。

このような異常景気と土地狂乱は、全国の地価高騰に拍車をかけた。バンコク銀行は、融資戦略を定める必要から、1990年後半に調査チームを結成し、全国を四つの地域に分け不動産ビジネスの調査を行なった。いま、その調査結果

を利用し、ゴルフ場ブームの舞台の一つになった東部臨海地域の土地取引について紹介しておこう。

東部6県の、1990年度前半(1989年10月～90年3月)の土地取引額は164億5,600万バーツと推測され、バンコクと中部に次いで第3位といわれている。政府の1988年度の土地取引税収入(東部6県)は13億5,900万バーツにのぼり、対前年比3.3倍という激増ぶりであった。土地取引の実需と投機が集中した地域は、東部のなかでも、とくにチョンブリー県とラヨン県であり、1987年より活発化し88年には熱病的なピッチに到達した。これは、リゾート地としてのパッタヤーの誘因によるところが大きい。パッタヤーに至る海岸線沿い(国道34号線から3号線沿い)に、ゴルフ場を始めとするレクリエーション施設や、ホテル、コンドミニアムが立ち並んだ。さらに、東部臨海工業開発計画が具体化し、レームチャバンとマーブタプットにおける工業団地と深水港の建設に伴って、工場用地需要や思惑買も生じた。また、これらのプロジェクトの進捗とともに、人口の急激な流入が生じ、住宅用地や商業的家屋の需要も増大した。チョンブリー県では、近い将来、現在のキャッサバ畑のうち30%は建設用地に転売され、20%はパラゴムノキに、さらに5%はパイナップル畑に転用される見込みだという。チョンブリー周辺の地価は、道路より70km以内では1ライ当たり3～5万バーツ(1988年時点)に高騰したといわれている。この地域には、「ロンチュ」と呼ばれる、1,000ライ以上所有の客家系華僑の大土地所有者が点在している。ロンチュは、かつて酒造りなどを行ない、チョンブリー県内だけでも1,000人以上もいたが、最近では、土地を売却して100人足らなくなっているという。

ここ数年来の、こうした異常な「土地ブーム」は保全林への不法侵入事件を激増させ、違法者摘発のニュースが新聞紙面を賑わせている。スアン・キティ社事件で勇名を馳せたプラティン警察局長や、森林破壊防止撲滅事務局(SPP)や森林局の各レベル(地方・県・郡)の事務所が、これらの逮捕事件の「主役」である。事件の発生した地域は、ナコンラーチャシーマー県カオヤイ国立公園、カーンチャナブリー県トーンパープーム郡、チエンマイ県ドーイ

・インタノン国立公園などであり、これらはいずれもゴルフ場開発にかかわった地域である。これらの逮捕事件に象徴的に表れているように、保全林への侵入は、従来の木材伐採や農地開拓から土地そのものへ、その目的を変化させている。また、侵入者も、かつてのような土地なし農民ではなく、有力な資本家である。彼らは、安い土地を求めて買占めに走っており、その買占めも、法の網の目を潜って巧妙な方法で行なわれている。『プラチャーチャート・トゥラキット』紙の1990年12月27日付け記事「森林と土地をパクパク飲み込む集団、資本家の『恥知らず』作戦」によると、その買占め方法は次のようなものだという。

いつも使われている方法は、保全林周辺の住民を雇用し、侵入・開拓させるという方法である。雇用した資本家は、たとえ保全林破壊が発覚し逮捕事件に発展しても、罪を糾弾されることはない。なぜなら、罪と罰は直接違法行為をした住民個人にあり、後ろで糸を引いた資本家にまで罪が及ぶことはまずない。場合によっては、捕まった人間が共犯者として資本家の名前を上げることもあるが、証人や証拠がよほどはっきりしない限り、その人間だけの逮捕で終わる。この種の事件の典型的な事例は、カーンチャナブリー県サイヨーク郡で発生した事件である。そこでは、リパークュー・ゴルフ&カントリークラブ社がゴルフ場を拡張するため、隣接する保全林に雇用者を侵入させ、林地を拓かせた。この事件は発覚し逮捕者を出したが、捕まったのは下請会社の労働者（周辺の農民）11人だけであり、会社の幹部にまで及ぶことはなかった。その後明らかになったところでは、森林局がその侵入された200ライの林地を、破壊した当の会社に貸与したということである。森林局による貸与理由は、その林地は「衰退林」状態にあり、再び元に復旧することは不可能だ、というものであった。

次に、もう一つの買占め方法は、前のように直接農民を雇用して不法侵入させるのではなく、買入れを約束して不法侵入をそそのかす方法である。この方法の方が、先の方法より危険が少ないからである。資本家は、不法侵入者である農民から現金でその土地を買い取り、土地証書発行の法的手続きを行なう。

資本家は、土地事務所と掛け合えば、土地証書の発行が可能だと読んでいるからだ。しかし、もし土地証書発行の見通しに確信がもてなければ、もう一つ別の方法をとる。

つまり、すでに住民が侵入している地域を探し出し、その住民に購入を持ちかけ、合意したら手付金を支払うというものだ。ただし、資本家は次のような拘束条件を課する。すなわち、土地証書の発行が完了した時にだけ残金を支払う、もし証書発行の手続き中に係官がやって来て住民を逮捕したり、強制的に立ち退かせたりした場合、手付金は全額返済し契約は無効とする、というものだ。この方法は、最近いたる所で流行っている。それというのも、現にそこに住んでいる住民から土地を購入するわけだから、プラティン警察局長や辣腕の係官に対しても「不法侵入者」の汚名を着せられることなく対抗できるからだ。このような事例として、ナコンラーチャシーマー県のプールアン山林の事件がある。森林局は、バンコクと地場の資本家4人が同山林の保全林地を買い漁っているとの情報を入手し、県知事宛に秘密文書を送って逮捕に踏み切るよう求めた。しかし、直接手を下していない4人の資本家を逮捕することはできず、逆に郡土地事務所の不正な土地証書発行が明らかになった。

資本家が購入しようとしていた、この種の林地は、普通、農民の間では占有自由な「ティーディン・ムープラオ(無主地)」と呼ばれるが、保全林法では、いかなる土地証書も発行できない「公有地」(占有禁止)ということになっている。もっとも、森林局が保全林区内の住民の生活権を保証するため、彼らの無断占有地に、用益権を示す<STK>証書を発行することもある。しかし、それは、土地所有権を示す<チャノード>ではないのはもちろん、その前段階の土地利用権を示す<NS3>でもない。にもかかわらず、資本家は、なんらの土地権利も設定されないはずの「公有地」を住民から「購入」する。資本家は、そのような土地であっても、土地証書発行の「神通力」を持つ政府要人を、そのプロジェクトの名誉会長なり顧問なりに据えて、易々と権利書入手することができるからだ。まして、現地の郡土地事務所の係官を買収することなど、朝飯前だ。

ともあれ、1980年代後半の「土地ブーム」のなかで、保全林侵入問題は大きくその様相を変えた。いまや、リゾート開発に伴う保全林破壊と「不法」取得が問題の中心だ。森林局のパイロット局長は、1991年度の活動方針の重点に、不正なゴルフ場開発の取締り強化を上げた。汚職と野合防止のため地方の係官を3カ月交替とし、森林保全隊を全国36カ所に増設した。また、チェンマイに森林破壊撲滅特別協同センター（SRP）を設置し、ヘリコプターも配置した。しかし、「資本家の『恥知らず』作戦」の方も、政・官を巻き込んで進展している。

日本人とゴルフ場ブーム

1964年以前、タイにはゴルフ場は3カ所しかなく、プレーヤーは王族か高級官僚、外国人に限られていた。クルンテープ・クリーターとナワターニーの二つのゴルフ場の開設は、ゴルフ会員権に分譲住宅・別荘をつけて売る、タイ・スタイルの「ゴルフ事業」の幕開けとなった。もっとも、1983～85年は、累積債務と緊縮経済とによってタイ経済はどん底にあって、ゴルフ場建設に投資する資本家はまったくといってよいほどなかった。それが、前項でみたように外資流入によって経済が急速に回復し、第五のドラゴンを目指すようになってくると、「雨後の筍」のようにゴルフ場プロジェクトが登場してきた。現在、ゴルフ場プロジェクトは153カ所、開業58カ所といわれているが、別の資料では全国のプロジェクト数は250～260カ所ともいわれている。

このような「ゴルフ場ブームは」は、一つには日本や台湾におけるゴルフ場「不足」や会員権の高騰に起因するといわれている。日本や台湾では、会員権は1,000万バーツ（5,000万円）もし、プレー料も5,000バーツ（2万5,000円）もする。それに比べて、タイでは会員権は平均40万バーツ、プレー料も1,000バーツを超えることはない。ゴルフ会員の20%は日本人であり、日本人なら100万バーツ以上の会員権でも購入する、というのがタイ・ゴルフ業界の常識となっている。『週刊評論』誌（第37巻第49号）によると、日本人のゴルフ会員権購入は1990年には10億バーツにもなったと報告している。観光でタイを訪

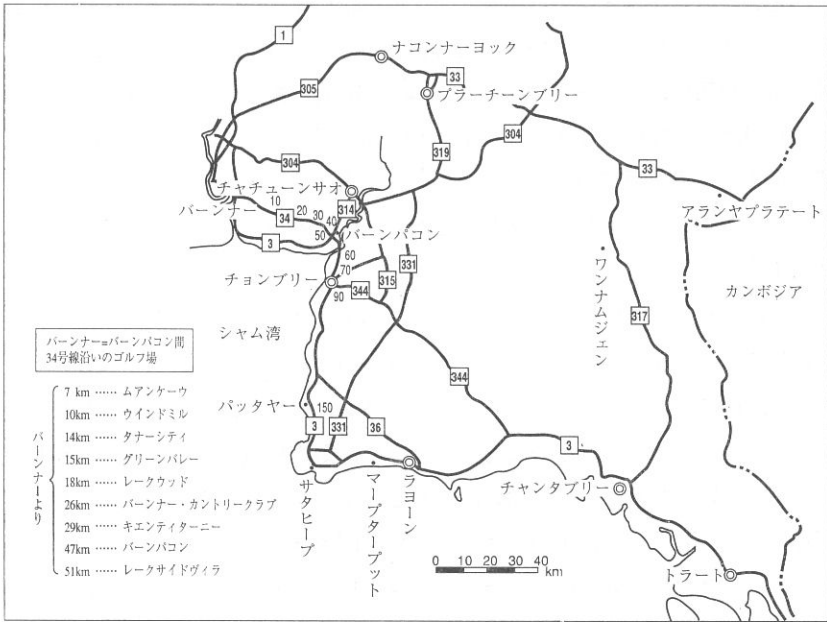
タイ農村におけるリゾート開発と保全林問題

る日本人の20～30％は、観光日程のなかにゴルフプレーを組入れるバックツアーだという。ゴルフ・ブームのもう一つの理由は、タイ人のプレーヤーが増大し、約30万人にも上っていることである。ゴルフプレーは、タイにおいて、携帯電話機同様、ステータス・シンボルであり、新しい「カー・ニヨム（価値観）」となっている。首相にしろ、大臣や高級軍人にしろ、ゴルフ場は国家の機密を密談する場所であり、実業家にとってもビジネス・チャンスが転がっている宝の山である。プレーを楽しみながら、10億バーツの商談が成立したという話すらある。

当初、ゴルフ場の開設は、バンコクとその周辺に限られていた。ムアンエークにしろパインファーストにしろ、バンコクのプレーヤーを狙ったゴルフ場であった。図6は、バーンナーからバーンパコンにかけて、国道34号線沿いに立地するゴルフ場を示したものである。まさに、距離標識ごとにゴルフ場が林立しているといっても過言ではない。しかし、土地ブームの過熱とともに地価が高騰し、バンコク周辺に1,000 ライを超える団地状の土地を見つけることが難しくなってきた。そこで、リゾート型ゴルフ場の形で、地方の国立公園や海辺に立地する傾向が生まれてきた。たとえば、この型のプロジェクトは、チャム30カ所、カオヤイ20～30カ所、カーンチャナブリー20～30カ所、チョンブリー＝ラヨーン間20～30カ所、チェンマイ＝チェンラーイ20～30カ所、プーケット10カ所あるといわれている。このなかには、チョンブリー県シーラーチャー市のバーンプラ国際ゴルフ倶楽部（1987年オープン）や、プーケット島のブルーキャニオン・カントリークラブ（1991年オープン）など、日系資本によるゴルフ場もある。

空港に近く交通の便がいいこと、海岸べりか内陸の豊かな森林の懷に抱かれた地域であること、これがリゾート型ゴルフ場の立地原則である。しかし、このリゾート型のゴルフ場開発は、当然、保全林への侵入や熱帯林破壊を伴うものである。土地改良局の資料によると、ゴルフ場プロジェクトによる保全林侵入面積は1万2,000ライ、農地の潰廃面積15万ライ、居住地への侵入面積8,000ライ、工場地区への侵入面積5,000ライ、合わせて17万5,000ライに及ぶと記し

図6 パーンナー＝バーンパコン道路（34号線）沿いに立地するゴルフ場



ている。もし1,000カ所のゴルフ場が増設されれば、潰廃される農地は100万ライを超えるだろうといわれる。バーンチャー・グループのゴルフ場、センチュリー・カントリークラブの経営者であるデーサモン氏は、今後6,000カ所ぐらいのゴルフ場が必要になるという。ゴルフ場開設に伴う自然破壊の大きさが目に見えるようである。

ある雑誌記事は、ゴルフ場開発に伴う次のような話を伝えている。北部のチエンマイ県の、ある村にケューという婆さんが住んでいた。ある日突然、ゴルフ場プロジェクトが持ち上がり、ケュー婆さんに土地を売るよう、申し込みがあった。しかし、ケュー婆さんは、老い先短いので生まれた土地で死ぬことを望み、頑として応じなかった。地上げ屋の男供は、婆さんの周りの土地を次々

と買い漁り、瞬く間に数万ライの地積にした。そして、男供はやって来て、最後通牒を突きつけた。「バアさん、売らなければ売らなくても構わない。しかし、家の外に出る時には、ヘリコプターを使うことだナ、俺たちが買占めた土地に一步でも入ってみろ、不法侵入で警察に突き出してやるゾ。」ケェー婆さんの家の周囲は全て買占められていたのだ。結局、ケェー婆さんは土地を売ってしまった。

ところで、今度は逆に投資家の観点からみれば、18ホール備えた400～500ライ規模のゴルフ場で、最低で2億バーツ以上の費用がかかり、会員権とプレー料収入だけでは投資の採算が取れないといわれる。たとえば、1ゴルフ場当たり1,000人の会員に限定するなら、会員権1件当たり20万バーツとして、会員権収入は2億バーツとなり、会員2,000人なら4億バーツとなる。最近では、ゴルフ場建設費用は10億バーツを超えるのが普通だから、会員権収入だけでは赤字となる。したがって、この事業の収益は宅地の分譲にある。1区画当たり200～300万バーツの分譲価格は普通であり、タニヤ・グループのサパリン・フィールドでは1区画2ライの分譲価格は360万バーツであった。いま、平均的な、宅地分譲付のゴルフ場建設コストを上げれば、表3のようである。

①投下資金の最も大きいゴルフ場はタナーシティーの約100億バーツであり、逆に最も少ないゴルフ場はバーンナー・カントリークラブの5.8億バーツである。平均的な投下資金は1プロジェクト当たり20億バーツといわれている。②面積の最も大きなゴルフ場はケェンクラチャーン・カントリークラブとクルム・ペットタイパッターであり、約3万ライもある。一方、最小面積のゴルフ場はパンナー・リゾートの400ライである。平均的なゴルフ場面積は2,000ライであるから、タイのゴルフ場の国土占有面積は最低でも60万ライにもなる。③ゴルフ会員権の最高額はナワターニーの180万バーツであり、最低はヴェレー・バーンナーの17.8万バーツである。ナワターニーの会員権の金額は、一般労働者が休みなしで働いて1万8,947日、つまり51年余りの賃金総額に相当する。ナワターニーの会員権は、当初70～80万バーツであったが、それが85～90万バーツとなり、次いで100万バーツを超え、最近に到って180万バーツにも達

表3 宅地分譲付きゴルフ場のプロジェクト費用

コスト項目	金額 (100万バーツ)	構成比 (%)
土地 1,200ライ (ライ当り40万バーツ)	480.0	40.4
ゴルフ場の設計料 (外国人設計)	10.0	0.8
ゴルフ場土地の開発費 (ライ当り30万バーツ)	180.0	15.1
分譲宅地の開発費 (ライ当り20万バーツ)	120.0	10.1
ゴルフ場建設費	150.0	12.6
クラブハウス建設費	50.0	4.2
道路・配水管建設費	55.0	4.6
宣伝費	15.0	1.3
プロジェクト開始前の諸費用	2.0	0.3
プロジェクト運営費	15.0	1.3
分譲税・事業税	50.0	4.2
借入金利子	52.0	4.4
予備費	10.0	0.8
計	1,189.0	100.0

(出所) 『プーチャットカーン』紙, 1991年8月12日-18日号

した。このように、投機の形での会員権の売買が増大し、バブル経済の膨張とともに天井知らずにまでなっている。会員権の購入の30%以上は投機目的だといわれている。もちろん、日本人による会員権購入の多くも、この投機目的であることはいうまでもない。

バンコク・ゴルフ&サービス社の社長ピチエン・アムナートウォンプラースト氏は、「ゴルフ計画に対する政府の政策」という政治学の修士論文を書いている。これによると、同氏が調査した150カ所のゴルフ場のうち、その75%は軍人・警察、高級官僚、銀行家、政治家、実業家からなる「五大虎」が「盟友一共同投資家」の関係にあったという。表4も、「五大虎」が有名ゴルフ場の名誉会長や顧問に就任している様を一覧にしたものである。ではなぜ、各界の「大物」がゴルフ業界にひしめいているのか。それは、ゴルフ業は大きな事業であり、危険を伴うからだ。先に指摘したように、投下資本は最低でも5億バーツ、最高では100億バーツもかかり、ゴルフ用地も平均2,000ライも必要とす

タイ農村におけるリゾート開発と保全林問題

表4 「大物」政治家・軍人・実業家とゴルフ場「役職」

ゴルフ場名	名譽会長	名譽副会長／顧問	備考
1. プレジデント 1,2,3	チャーチャイ・チュンハワン陸軍大将		タイ国民党首、前首相(1988-91年)
2. ザ・ロイヤル・ジュム	チャーチャイ・チュンハワン陸軍大将		
3. ドラゴン・ヒルズ	スチンダー・クラブラユーン陸軍大将	イサラボン・ヌンバックダイー陸軍大将 ウイロート・セーンサニット陸軍大将	スチンダーは陸軍司令官(1990年-現在)、 イサラボンは陸軍副司令官(1990年-現在) ウイロートは陸軍参謀長(1990年-現在)
4. バンコク・ローヤル	ブラマーン・アディレックサーン警察大将		
5. ダイナスティ・ゴルフ	チャワリット・ヨンチャイユット陸軍大将	イサラボン・ヌンバックダイー陸軍大将	チャワリットは1986年より陸軍司令官と国軍最 高司令官代行を兼務 空軍司令官(1989-現在)
6. パークチョーン・ハイランド	カセート・ローチャナニン空軍大将		
7. プライム・シティ	アヌワット・ワッタナボンシリ総理府相		
8. タナ・シティ	ティエンチャイ・シリサムバン陸軍大将		民衆党首、チャーチャイ内閣下の副首相
9. レイク・ウッド	パオ・サーラシ警察大将		
10. センチュリー・グループ	アムヌオイ・ウイラーワン	ブラユーン・チンダーブラディット	アムヌオイは元蔵相(1980-81年)、バンコク銀 行会長、サハユニオン会長
11. グリーン・ヴァーリー・グループ	アムヌオイ・ウイラーワン		
12. パーム・ヒルズ	アムヌオイ・ウイラーワン		
13. パーン・セリー	スラット・オーサターヌック警察大尉		内務次官、商務相兼任の後、現在オソート サバー社長 サイアム商業銀行会長
14. タンヤータニー	ブラチット・ヨッサンソン		
15. スプリング・フィールド	チャルム・チヤオザクン		
16. プレジデント	チャルム・チヤオザクン		
17. パーンナー・カントリークラブ		ターリン・ニムマーンムーン	
18. イースターン・スター	アーナン・パンヤラチュン		サハユニオン副会長、スターブロック会長、 91年クアデク後、首相に就任 ナワターニー会長
19. ナワターニー	スクム・ヌアパン		
20. グリーン・ワールド	チャーチュア・カンナースト		
21. カオ・キオ	チャーチュア・カンナースト		
22. ムアンエーク 1,2	ヒチャイ・ワサナソーン		タイ・イメーシ広告社社長
23. パーンブー・カントリークラブ	ウテーン・テーチャバイアーン		
24. エーカチャイ	チャイユット・カンナースト		建設請負業兼ホテル業「イタルタイ・グループ」 社長、バンコク・ポスト紙社主
25. ローズ・ガーデン	チャムナーン・ユワブーン		
26. サイアム CC.	ターウォン・ボンブラパー		サイアム・モーター名譽会長 元SEATO事務局長、64年タノーム内閣の国家 開発大臣
27. ジュラディス・カオヤイ	ポット・サーラシ		
28. キアットターニー	キエンティ・シーフアンフン		
29. バンコク・ローヤル	ブンソン・シーフアンフン		
30. ウィンサン	ウクルット・モンコンナーウィン博士		
31. パーンバコン・リバーサイド	チャートリー・ソーンボンニット	ブラヤット・アイトヤサリン空軍大将	チャートリーは、バンコク銀行総裁
32. シーラーチャー	チャートリー・ソーンボンニット		
33. ゴールデン・ゴルフ	タノーム・キティカチョン陸軍元帥		元首相、73年の「学生革命」により失脚
34. マジェスティック・ウーリク		スッティチャイ・ユン	
35. カントリークラブ・チャチュンサオ		ブラヤット・アイトヤサリン空軍大将	空軍司令官補
36. クラークラチャン・カントリークラブ		ブラヤット・アイトヤサリン空軍大将	
37. ベッチャプリム・ゴルフ		ブラヤット・アイトヤサリン空軍大将	
38. フレンドシップ・メイン・ゴルフ		ブラパン・トクパーミー空軍大将	

(出所) 『タムニヤップ・トウラキット・サナーム・ゴルフ』1991年, 47頁。「備考」に
あげた経歴は、A Who's Who Directory, Thailand Executives 1988. や『国際
経済』タイ特集, 332号, 1990年などを参照。

る。このゴルフ場用地は、多くの場合、保全林を侵害する。また、芝生に散布する使用水量は1日当り3,000~4,000m³にもものぼり、公共の水源に依存しなければならぬかもしれない。会員権の販売価格は最低でも20万バーツであり、売り切るためには相当な販売努力を要する。このため、ゴルフ業は信用と保証を必要とする事業である。タイ社会のピラミッドの頂点に立つ「大物」政治家・軍人・実業家ほど、プロジェクトの信用を高めるものはない。また、タイ社会では、官庁から許認可を得るには、リベートを必要とすることも忘れてはならない。保全林を侵害し、公共水源を盗泉しても、「大物」の「アムナード（権勢）」は全てを沈黙させる。ゴルフ場経営者が名誉会長や顧問のポストを用意し、「大物」に永久会員権や1,2面の分譲地や株式を提供するのもこのためである。

もっとも、さしものゴルフ場ブームも、1990年末以降、不況感が漂い始めている。中央銀行が、全ての金融機関に対して、土地開発プロジェクトへの信用供与を極力抑えるよう、指導を強化したからだ。ゴルフ場プロジェクトの場合、立ち上がりに莫大な資金が必要だけに、この金融引締めは大きくこたえ始めている。それにもってきて、森林局や警察局が、カオヤイ国立公園事件をきっかけにして、保全林への不法侵入の取締りを強化してきているのも、ボディブローのように効いてきた。さらに1991年の夏季の2,3カ月間、ゴルフ場経営のネックであった用水不足問題が多発してきた。ゴルフ場が良好な状態で維持されるかどうかは、いつにかかって配水にある。どのゴルフ場も、多くの資金を投入し、雨季の降雨を係留し乾季に備えるための、溜め池を造成している。この費用に数千万バーツが要するということが、金融機関の信用規制で打撃を受けるプロジェクトも出てきた。しかも、多くのゴルフ場は開業したばかりか、建設中であり、会員権の販売代金でもって金融機関への返済を予定している。しかし、ゴルフ場利用者や投資家の間にプロジェクト不信が広がりつつあるため、会員権の売却でもって建設費用を捻出しようとしてきた企業にとっては打撃となっている。

こんな状況のなかでも、「大物」を揃えた「有名」プロジェクトは少しもこ

たえない。あるゴルフ場経営者は『フォーカス』誌に次のように語っている。「許可を受けたプロジェクトは広告紙に、ゴルフ場の青写真とともに何人もの大物の顔写真と名前を掲載する。大物から、このプロジェクトは信用あるとお墨付きを得たことを公表するためだ。大物の方も、あまり確信がもてないが断りきれない場合、名前だけを貸し顔写真は掲載させない。これは、その大物が公式に認めたものではないことを暗に示すものだ。しかし、大物の顔写真が載り、共同経営者としてやっていることが明らかなら、販売はスラスラといく。公共水道の利用もでき、安い価格で土地を半ば強制的に買うこともできる。さらに副産物として次のようなこともある。多くのメンバーが、週末には政治的な密談やビジネスの打ち合わせのためにゴルフ場の施設を利用する。そうすると、仕事を成功させようと大物との交際を望んでいる、全ての人達が次々とやって来る。こうして、会員権や分譲地は瞬間に販売できるのだ。」

3 脅かされる世界の国立公園カオヤイ

エンクロージャーのトリックを暴く

リゾート開発と保全林への侵入事件は、いまや日常茶飯事となっている。たとえば、チェンマイ県のドーイ・インタノン国立公園近くにインタノン・ハイランド・リゾートというプロジェクトがある。これは、ナコンパトム県のナーイ・パートという資本家グループがわざわざチョームトン郡の国立公園にまで出かけてきたものだ。彼らは1億バーツの資金を投下して工事を急がせ、60%まで進んでいる。ナーイ・パートは、土地事務所の測量技師を買収し、保全林内の土地に土地証書を発行させている。このリゾート開発には、チェンマイ選出の元議員で社会行動党のアムスォイ・ヨットスック氏が関係しているという噂である。

同じくチェンマイに、「チェンマイで唯一の日本人経営による日本人のための総合不動産開発」を標榜する協和不動産開発株式会社という会社がある。この会社は、グランド・ファイブ・コーポレーションの系列会社で、チェンマイ・プラ

ザホテルの向いにある。タイの法律では、土地の取得は外国人には禁止されているが、合弁会社の名前なら取得できる。協和不動産開発は、タイ人のパートナーを紹介し、合弁会社の設立から商務省への登記手続き、不動産の斡旋などを行なっている。合弁会社の設立資金はわずか20万円である。登記が済めば、タイ人のパートナーは手を引く。いま同社が顧客に勧めているのは、メーリム郡に行く途中のグリーン・ヴァレーや、ドーイ・インタノンへ入る手前のハーンドン郡のビヴァリー・ヒルズだという。このような、土地法典の抜け道を利用した外国人による土地取得は、日本人だけでなく台湾人や香港人も含め、流行っている。1990年9月16日付け『バンコク・ポスト』紙は、この協和不動産開発を中心に2頁全面を使って特集している。

映画『戦場に架ける橋』で知られるクウェー・ノーイ川の中流に、カーンチャナプリー県サイヨーク郡ワンクラチェ村がある。この村に、リパークウェー・ゴルフ&カントリークラブの建設が持ち上がっている。同プロジェクトは、ここに27ホールのゴルフ場と400区画の宅地分譲地、200室のホテルを建設する予定だという。1992年半ばの完成予定で、会員権価格は普通会员で25万バーツ、法人会員で90万バーツであり、会員数は1,500名に限定されている。このプロジェクトの建設用地は2,000ライであるが、そのうちの550ライはウォンヤイ＝メーナムヌォイ保全林を侵害したものである。残る1,450ライは、1973年に保全林と永続林の指定から外された地域だという。サイヨーク郡第47地図という、5,000分の1の航空写真によると、土地証書のある土地は全部で13区画あり、〈NS3〉1区画、〈NS3K〉12区画だという。現在、作業員11人の逮捕事件に発展し、工事は中断したままとまっている。

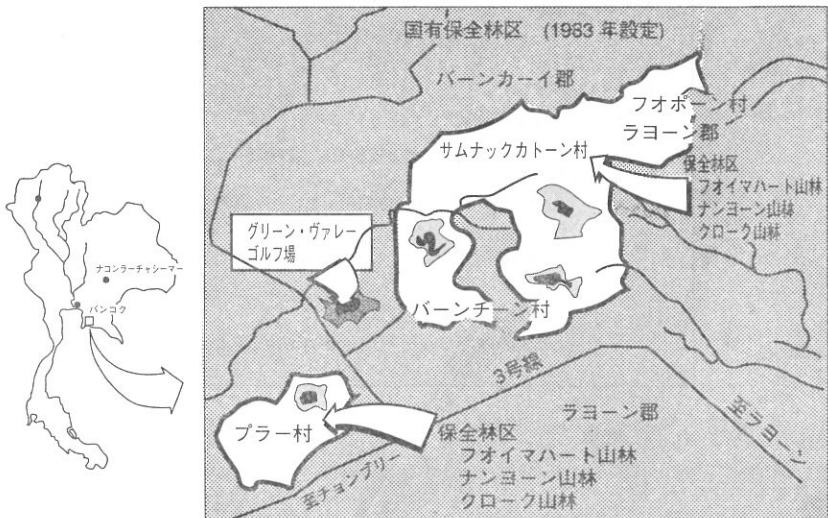
プラティン警察中將は森林破壊防止撲滅部(NPM)の責任者として、1991年7月末、ラヨーン県のグリーンヴァレー・ゴルフ場の調査に入った。その時、バーンチャーン郡の地方警察署長チャームチャイ警察中佐は、グリーンヴァレー・ゴルフ場には4つの問題点があると報告した。つまり、侵入禁止地域内の政府用地350ライを不法占有していること、保全林内に機械を備えつけ溜め池を掘りゴルフ場の用水として盗泉していること、保全林を不法占有して

タイ農村におけるリゾート開発と保全林問題

いること、プロジェクト用地の権利書の入手に不審があること、である。ここでは、不法侵入問題の雛形ともいえるこの事件に焦点をあて、エンクロージャーのトリックについてやや詳しくみておこう。

まず、行政側からみておけば、1949年にラヨーン郡のフォイポーン村とサムナックカトーン村の土地、6万1,875ライに対して侵入禁止の勅令が出された。次いで1983年に、森林局はフォイポーン村の3つの山林（フォイマハート、ナンヨーン、クロークの各山林、合計1万7,811ライ）を保全林に指定し、それ以外の土地については侵入禁止の措置を解除した(図7参照)。一方、土地局は、『1954年土地法典』に従い、54年以前に占有された土地に対しては<SK1(占有権)>証書を発行する旨、公示していた。この国では、無主地の占有から完全な土地所有権の設定に至るまで、いくつものステップを踏まなければならない。それは、一般に<SK1(占有権)>証書→<NS3(利用権)>証書→<NS3K

図7 グリーン・ヴァレー・ゴルフ場と保全林（1983年設定）への侵入 ラヨーン県ラヨーン郡

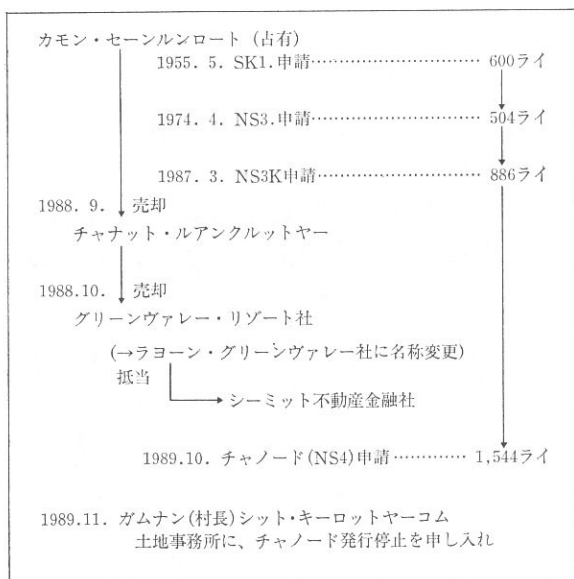


(出所) 『ターンセータキット』紙、1991年7月29日－8月4日号

(利用権)証書→<NS 4 (所有権)> (= <チャノード>) 証書, という順である。無主地を占有した農民は, <SK 1> から <NS 4> まで, 定められた条件を満たしつつ土地証書を切り換えていく。

さて, ラーチャブリー県出身のカモン氏は, 1955年, ラヨン郡長に対して <SK 1> を申請した (以下, 図 8 参照)。同氏は, 47年以降 600 ライの土地を開拓し畑として利用している旨, 申告した。この時の申告では, 同氏 1 人で開拓したことになっているが, 後に <NS 3> を申請した時の記録ではカモン氏は 60 ライしか占有せず, 残りは購入したことになっている。この最初の土地原簿には, 後に数字を修正したり土地面積を書き加えたりした跡が残っている。

図 8 グリーン・ヴァレー・ゴルフ場用地の移転経過



カモン氏は、さらに74年に〈NS3〉への切り換えを申請した。この時の測量では、同氏の土地は504ライとされ、また単独開拓ではなく多くは購入したものであることが判明した。そして、同氏は87年に〈NS3K〉への切り換えを申請し、新たな土地測量で886ライとされた。新旧の土地証書の土地は同一面積であるはずであるが、この時に382ライも増大したことになる。土地事務所では、前の測量技師の誤りとして処理した。

カモン氏は〈NS3K〉に切り換えたあと、1988年9月にチャナット氏に売却した。チャナット氏は購入するや、同年10月にグリーンヴァレー・リゾート社に転売した。同社は、ラヨン・グリーンヴァレー社と名称を変更したのち、その土地をシーミット不動産金融会社に抵当として提出したが、89年に〈NS4〉への切り換えを申請した。この時、その土地は、〈NS3K〉の面積を657ライも上回る1,544ライと測量された。土地事務所はまたもや、この誤差を前回の測量ミスとして処理しようとした。ところが、サムナックカトーン村のガムナン（行政村長）、シット氏が、ラヨン県土地事務所に対して、〈NS4〉が設定されようとしている地域には、山や運河、入会地があり、〈NS4〉を発行することに反対する旨の抗議を行なった。この抗議がプラティン警察局長のもとに届き、ラヨン県森林事務所とともに捜査に乗り出した。これに驚いた県土地事務所は、〈NS4〉発行予定の地積地図に再び手を加え、〈NS4〉発行対象面積を元の886ライに改訂した。シーラーチャー市の地方森林事務所は、この改訂前の地積地図に山や入会地が入っていたことを確認している。

以上のように、土地証書を上級のものに更新する度に土地面積が変動し、いずれも測量ミスとして処理されている。この事例では、とくに〈NS3〉から〈NS3K〉への切り換えと、〈NS3K〉から〈NS4〉への切り換えのさい、土地面積が驚くほど増大している。これは要するに、最初に〈SK1〉が設定された土地を中心に、その後不法に占有された周辺の土地や林地がつけ加えられ、切り換えの度に地積地図が改竄されたということである。そこには当然、土地測量技師はもちろん、土地事務所ぐるみでの不正が行なわれ、リポートが動いたのは明らかである。こうしたトリックを通じて、林野のエンクロージャ

一がいわば「合法的」に行なわれ、最初の記載面積の数倍もの土地が略取されたのである。こうして、リゾート開発と土地ブームのもと、資本家による保全林の侵害がすすむ。

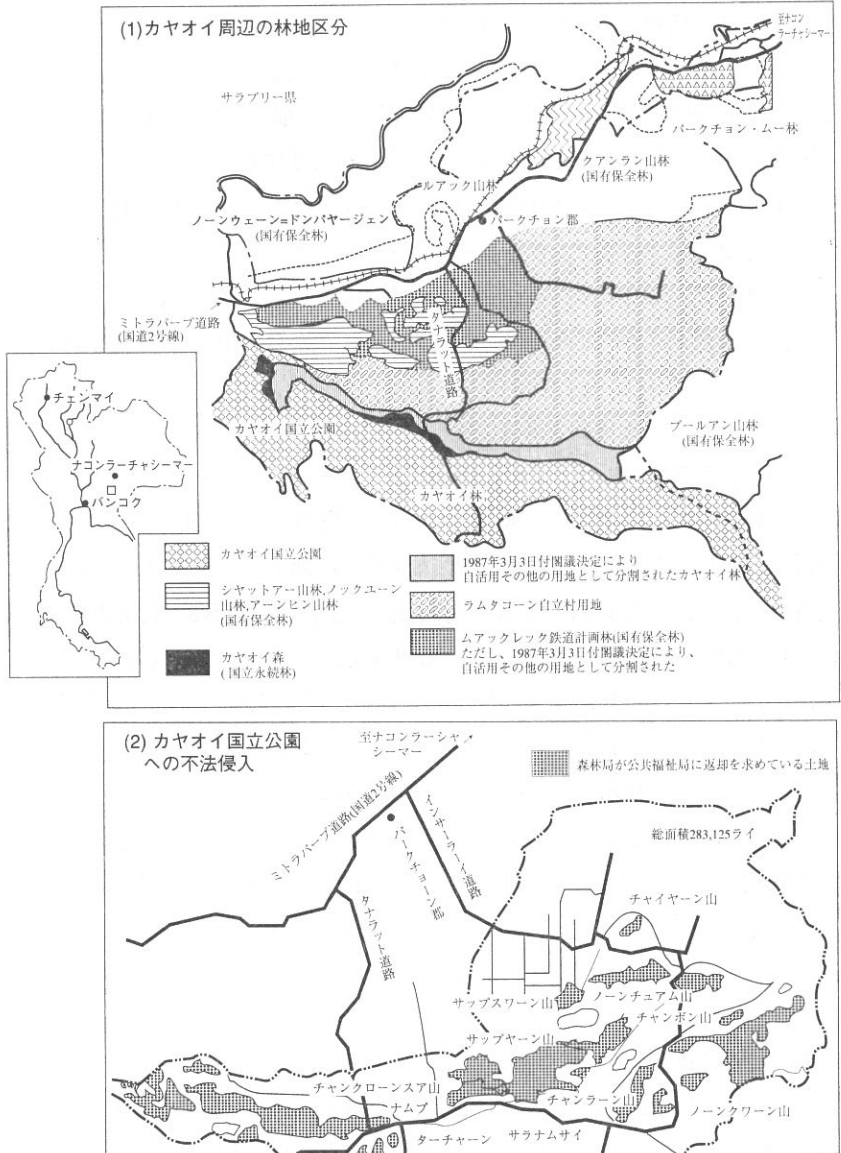
脅かされる世界の国立公園カオヤイ

「ミトラパープ（友好）」道路と呼ばれる 国道2号線を パークチョンの手前で右折し、タナラット道路を 30km ばかり南下すると、カオヤイ国立公園に到着する。約 135 万ライに及ぶこの公園は、1971年に世界五大国立公園の一つに選ばれ、最近では ASEAN の原生自然保護区にも指定されている。大陸部に残された、数少ない原生林であるカオヤイには、われわれにも馴染みのカシ、シイ、クスノキなどの高地常緑林や、東南アジアの森林を特徴づける、あのフタバガキも混じっている。また、シカやテナガザルはもちろん、ゾウ、トラ、ヒョウなども棲息する野生動物の宝庫でもある。しかしいま、この世界の国立公園の裾野一帯は資本家に買い漁られ、ゴルフ場に変えられつつある。

カオヤイに至るタナラット道路の沿線一帯は、いまはヤーカーと呼ばれるチガヤの草原に姿を変えているが、今から30年前の1963年には、当時の政府によって3つの「永続林」に指定された地域である。つまり、国道2号線から右折してタナラット道路を 12km ばかり入った地域は「ムアックレック鉄道計画林」、12km から 20km 目までは「パークチョン＝ムーシー林」、そして 20km 目からカオヤイ公園までは「カオヤイ林」とされた。その後、ムアックレック鉄道計画林の一部、約 6.3 万ライ（シヤットアー、ノックエーン、アーンヒンの3つの山林）は「保全林」に指定され、またパークチョン＝ムーシー林は、ラムタコーン・ダム建設によって水没する住民の代替地とされた。公共福祉局は、この代替地、約 28 万ライにラムタコーン自立村を設立した。さらに 1987 年、政府は、ムアックレック鉄道計画林とカオヤイ林、合わせて 11.1 万ライの「永続林」を「自活用地（ティーディン・タムキン）」及びその他利用地として解放した。こうして、カオヤイの裾野を横断するタナラット道路沿いは、結局、図9のように五種類の利用地に再区分されたのである。ここから、土地漁

タイ農村におけるリゾート開発と保全林問題

図9 カオヤイ国立公園と不法侵入地域



(出所) (1)は『マティション』紙, 1991年6月21日付。(2)は『プラチャーチャート・トゥラキット』紙, 1991年5月9日-11日号。

りの熱病がチガヤの草原一帯を襲うことになった。つまり、「永続林」の指定が解除され「自活用地」として解放されたということは、土地所有権の設定が自由になったということである。さらに、公共福祉局がラムタコーン自立村用地に〈NK 3〉という、〈NS3K〉や〈NS4(土地所有権)〉に切り換え可能な土地利用証書を発行したことも、資本家達の乱入を励ますことになったのである。

BB ランド&ハウジング社は、タナラット道路を入った 19~21km の地域に、カオヤイ・ゴールデンヴァレー計画とゴールデンヴァレー・ゴルフ&カントリークラブ、の二つのプロジェクトを実施している。同社の、このプロジェクト用地は数千ライにのぼるが、ムーシー村にかかった用地は保全林を侵害している。そればかりか、同社が持っている土地所有証書に不正がみられることが判明した。土地権利書調査委員会の報告によると、同社が持っている第13,000号から第13,007号までの8枚の〈チャノード〉はパークチョン郡土地事務所が発行したもののだが、〈NS3K〉から切り換わるとき面積の大幅な水増しが行なわれた。タイでは、すでに述べたように、無主地の占有から完全な土地所有権の設定に至るまで、〈SK 1 (占有権)〉証書→〈NS 3 (利用権)〉証書ないし〈NS 3K (利用権)〉証書→〈NS 4 (所有権)〉(=〈チャノード〉)証書、というステップを踏まなければならない。この土地証書の切り換えのさい、リポートが動き不正が生じやすい。BB ランド&ハウジング社が持つ8枚の〈NS 4〉の切り換えを調べると次のようである。

土地証書発行日・証書の種類・記載面積の順に記すと、1955年5月14日〈SK 1〉50ライ→71年3月17日〈NS 3〉60ライ→87年6月17日〈NS 3K〉97ライ→90年3月26日〈NS 4〉233ライ、となっている。最初に〈SK 1〉が設定された土地面積はわずか50ライであったが、切り換わる度に権利設定面積が増大している。とくに、〈NS 3K〉から〈NS 4〉への切り換えでは126ライも増大している。〈NS 3K〉までの切り換えは現地の5名の農民が行なっており、最後の切り換えだけがバンコク在住の〈NS 3K〉の購入者の手で行なわれている。いずれの切り換え時でも、前回の土地測量のミスという口実で新たな土地がつけ加えられ、土地原簿が改竄されて記載面積の増大した新土地証書が発行された

のである。当然、そこには土地事務所において不法行為が介在したことはいうまでもない。タナラット道路沿いには、BB ランド&ハウジング社以外にも26件のプロジェクトが轟めている。BB 社が使った手口は、実は他のプロジェクトでも共通して利用されている。この辺りでは、この手口によって数万ライの土地が不法登記されたといわれている。『マティション』紙（1991年5月9日号）はこの手口について興味深い報告を載せている。

カオヤイの裾野一帯で資本家が買占めている土地証書は〈NS 3K〉ではなく、大部分は〈PBT 5〉という地稅領収書である。まず、資本家連中はパークチョン郡役所の登記課や土木課の職員を通じて、ガムナン（行政村長）やプーヤイ（区長）に連絡を取り、彼らをブローカー代わりにして村人から〈PBT 5〉を買い取る。資本家は村人を使い、〈PBT 5〉所有者が死亡したことにして、郡庁に死亡証明書を請求させる。次に、村人をして、この死亡証明書と〈PBT 5〉を郡土地事務所に提出させて、〈SK 1〉証明書を請求する。そしてさらに、入手した〈SK 1〉証明書と〈PBT 5〉をセットにして〈NS 3〉証書を申請する。

また、パークチョン郡では、今から30年前、土地事務所の指導により、自活用地に対して〈SK 1〉の設定が行なわれた。その後、新しい政策により、〈SK 1〉よりもレベルの高い土地証書、つまり〈NS 3〉が発行されるようになり、〈SK 1〉は発行されなくなった。しかし、この時発行された〈SK 1〉が有効期限の切れたまま大量に残っている。タナラット道路周辺がリゾート用地として脚光を浴びてくると、資本家は郡庁の担当官と共謀して、この期限の切れた〈SK 1〉を探し出し、〈PBT 5〉の土地、つまり未登記の地稅支払済の占有地と偽って〈NS 3〉の設定申請をする。こうして集めた土地を〈NS 4〉への切り換え時に紛れ込ませ、証書に記載された実際の面積以上に膨らませて、土地所有権を設定する。この一連の過程において、水増し測量をする測量技師はもちろん、土地証書に裏書きする副郡長も深く関わり、売り手と買い手の双方からリベートを引き出しているのである。

1991年2月26日、国家土地配分委員会が開催され、森林局が公共福祉局に返

還を求めているラムタコーン自立村問題が協議された。ラムタコーン自立村は、ダム建設によって水没する住民のために、1972年革命団布告351号により設立されたものである。公共福祉局は、パークチョン＝ムーシー林より割かれた28万ライの土地について、住民割当用土地10万ライ、中央部の林地5万6,000ライ、源流域の林地10万7,000ライ、その他1万ライ、との土地利用方針を決定した。その後、公共福祉局は、中央部の林地と源流域の林地についても、住民がすでに占有し生活しているという理由で、割当用地とするよう、国家土地配分委員会に許可を求め承された。

森林局は最近、このラムタコーン自立村内の源流域の林地の返還を求めている。そのきっかけとなったのは、1989年にカオヤイ林が侵害されたというニュースが表面化したからである。侵害面積は4,000ライに及ぶ。パイロート森林局長は、第2軍管区の代表や自立村の統括者、ナコンラーチャシーマー県の公共福祉部や森林事務所の担当者とともに現地の視察に赴いた。そこで、侵害された林地はラムタコーン自立村地域内にあること、現在はほとんどの木が伐り倒されチガヤの草原かキャッサバ畑になっていること、また一部はエロージョンの被害にあい放っておくと土壌と水の保全にとって危険であること、が分かった。そして、資本家達がリゾート型ゴルフ場の用地を求めて殺到し、公共福祉局が発行した〈NK3〉が買い漁られていることも判明した。森林局は、公共福祉局からこれらの林地、約4万8,287ライを返還させ、植林事業の実施を計画している。森林局が返還を求めている山林は、図9(2)に図示されているように、モットガーム山1万2,000ライ、チャンクロンスア山5,000ライ、ノンチュアム山6,000ライ、チャンラーン山3,400ライなどである。

最近、資本家の1人、アモンテープ・ディーロートウォン氏が不法侵入の罪で逮捕されたと伝えられる。アモンテープ氏が侵入した地域はムーシー村であり、チャン山を中心に周囲2,500ライの山林地域である。この事件以降、資本家による不法侵入は鎮静化の方向にあるといわれているが、ラムタコーン自立村内の分譲地など、〈NK3〉が設定された土地に対する「合法的」な土地購入は続いている。

医者を騙るブローカー達

このカオヤイに隣接してプールアンという山林がある(図9参照)。この山林は約65万ライの面積をもち、1985年に保全林に指定されている。この保全林には、ラム・プラプルーンとラム・サムライという二つの重要な源流域が存在するが、大部分は村民によって占有されている。森林局は、保全林として維持するために、同保全林内とその周辺に約2万3,700ライの植林に着手した。また、森林村プロジェクトのもとで、約1,000世帯が1万2,800ライの入植地に移住したという。ところが、資本家達は、プールアン保全林は農地改革局プロジェクトの対象地域に指定されるか、「衰退林」の故に森林局によって貸し出されるか、のどっちかだと予想して、大規模な不法侵入を繰り返している。農地改革局が発行する<SPK>証書は、一定の条件が揃えば<NS 3K>や<NS 4>という土地所有権証書に切り換えることが可能だからだ。

プールアン保全林内の、ワンカタ村のサガー村長によると、数年前に何人かの日本人や台湾人が彼に面会を求め、源流域の土地を買いたいと申し入れたそうだ。村に来たブローカーの1人はスリンから来たニセ医者であったし、もう1人はマラリヤ撲滅を仕事とする役人だったという。また、ある資本家は、「大物」軍人を通じて第2軍管区の部隊を土地交渉の斡旋に使ったという。サガー村長によると、同保全林内に居住する3,000世帯のうち、半分以上が資本家に土地を売り、村から出ていったという。ワンカタ村だけで2～3万ライの土地が売られ、カオケーウ区とパーパイデーン区にはそれぞれ20世帯と10世帯が残っているだけだという。土地が売られ村人が四散するのは、ワンカタ村に限らない。パクトンチャイ郡内の幾つものタンボン(行政村)もそうだし、カオヤイ国立公園に隣接するパークチョン郡のポンタロン、スーサイ、クロンムアン、ワンサーイの各タンボンでも大量に土地が売られた。この辺りでは、ライ当たり2,000～5,000パーツが相場だという。土地を売った住民の何人かは、プラーチーンブリー県ワンナムジェン郡(図2、図6参照)の保全林内に新しい土地を求めて移住したという。サガー村長は、このあたりの事情を次の

ように証言している。

「このタンボン内の土地は、資本家達によって大量に買い漁られている。それというのも、この辺りは風光明媚でリゾート用地に適しているためだ。自分は、村人達に土地を売らないよう説得して来たが、誰も応じてくれなかった。村人達は、毎日のように土地を売り、村を後にしていった。その結果、村がほとんどなくなってしまったのだ。土地を買占めに入って来た連中は、村の誰その親戚だといい、またあるヤツはプラマーン・アディレークサーン警察大将の娘婿だと名乗った。連中は車で乗り込み、肥料袋に詰め込んだ金をばらまいて、村人を誘惑した。野良で働いている者までつかまえ、木の下で金を配っているのを目撃したこともある。モー・チャートリーが最も買占めており、少なく見積もっても3万ライはある。彼は、モー（医者）と知っているが、実際は薬を売っていただけのニセ医者だ。」

一方、資本家達は、当局に対して村人がまだ土地を持っていると信じ込ませるため、何人かの村人には居住を許しサトウキビを栽培させている。局住者は、ライ当り100~200パーツ（年間）の借地料を払っている。資本家は、カムフラージュのための住民以外は追い出し、コンクリートの柱を打ち込んでいる。打ち込まれたコンクリートの柱には、CP、WP、WKTなどの英文字が、赤色や黄色、黒色などのペンキで鮮やかに書き込まれ、エンクロージャーを競っている。これらのなかで大きいのは、主に4つのグループである。①スティン・ブンジェン氏のグループ、通称「モー・チャートリー」（「モー」とは医者の意）、②チューチャイ・チャルアノン氏、③チョム・ペットナロン氏のグループ、通称「モー・チョム」、④アドゥン・パーターン氏のグループ、通称「バンドゥン」、である。彼らは、プールアン保全林内に不法侵入し、当局の退去勧告に対しても応じようとしなない。

そこで、1991年1月9日、第2軍管区本部、第2管区国内治安維持本部、第2管区地方警察、ナコンラーチャシーマー県（行政部と森林部）、森林局、の五者が共同の調査団を組み当地を視察した。第11国有保全林改善センター所長のパイロート・ピンノーサック氏は、調査団に対して、これまでの経過を次の

ように説明した。プールアン山林は、省令第1,144号により1985年に保全林に指定されたものであるが、それまでに数千世帯にのぼる住民がすでに侵入していた。同センターは、保全林内から住民を退去させ、植林による緑化の回復に努めてきた。しかし、資本家グループは、1987、88年以降、とくに90年にこの辺りの土地を買い漁った。それは、森林局がプールアンの保全林としての維持をあきらめ、農地改革局に払い下げるか、民間企業に貸し出す、というニュースが広がったためだ。彼らは、同センターの植林事業を繰り返し妨害している。とくに、アドゥン・パーターン氏は、同氏が買占めた土地に森林局が植林した、として森林局の係官を告訴している、と。

調査団が下した対策は次の四点である。①プールアン林の実情を示す資料を、これら4グループに送付する。②森林局は、この地域の責任者であるナコンラーチャシーマー県知事に提言し、1964年保全林法第25条（保全林内に杭を打ち込んだ者に対して、一定期間内にその杭を撤去させる）による公示を出させる。③森林局は問題をマスコミに知らせる。④以上の措置が効果を発揮しない場合、杭引き抜きの実行委員会の設置について、ナコンラーチャシーマー県の森林防止撲滅小委員会で検討させる。これらの対策が講じられて1年近く経つ現在においても、彼らが杭を撤去したという記事を目にしていない。すでに大金をばらまいた資本家が簡単に引き下がるはずはないからである。

